

# 令和2年3月亀山市議会定例会 提出議案 条例新旧対照表

	頁
議案第1号 亀山市職員定数条例の一部を改正する条例	1
議案第2号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	2
議案第3号 亀山市手数料条例の一部を改正する条例	4
議案第4号 亀山市基金条例の一部を改正する条例	22
議案第5号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例	23
議案第6号 亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例	28
議案第7号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	29

亀山市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる定数には、<u>退職者、育児休業者及び他の地方公共団体へ派遣される者</u>を含まないものとする。</p> <p>3 <u>前項の規定により定数に含まないものとした職員が職務に復職し、又は復歸したときは、その職員は、1年を超えない期間に限り、第1項に規定する職員の定数に含まないものとする。</u></p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる定数には、<u>退職者</u> _____ 及び他の地方公共団体へ派遣される者を含まないものとする。</p>

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前				
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）				
区分	報酬の額		旅費の額	区分	報酬の額		旅費の額
(略)	(略)		旅費条例別表の市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の項に規定する旅費に相当する額	(略)	(略)		旅費条例別表の市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の項に規定する旅費に相当する額
農業委員会会長	基本給	月額 21,400円		農業委員会会長	月額 21,400円		
	能率給	年額 557,334円以内で市長が別に定める額					
農業委員会会長 職務代理者	基本給	月額 17,500円		農業委員会会長 職務代理者	月額 17,500円		
	能率給	年額 557,334円以内で市長が別に定める額					
農業委員会委員	基本給	月額 15,200円		農業委員会委員	月額 15,200円		
	能率給	年額 557,334円以内で市長が別に定める額					
農地利用最適化 推進委員	基本給	月額 10,600円	農地利用最適化 推進委員	月額 10,600円			
	能率給	年額 557,334円以内で市長が別に定める額					
(略)	(略)		(略)	(略)			

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----

亀山市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前		
<p>別表第5（第2条関係）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> <p>（1）住宅の場合</p> <table border="1" data-bbox="268 635 1104 683"> <tr> <td data-bbox="268 635 1104 683">(略)</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅 _____ をいう。</p> <p>2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の _____ 部分をいう。</p> <p>3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。</p> <p>4 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあ</p>	(略)	<p>別表第5（第2条関係）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> <p>（1）住宅の場合</p> <table border="1" data-bbox="1164 635 2000 683"> <tr> <td data-bbox="1164 635 2000 683">(略)</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。</p> <p>2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。</p> <p>3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。</p> <p>4 この表において「共用部分」とは、 _____ 共用廊下、共用階段その他の共用部分を _____ いう。</p> <p>5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額 _____ とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあ</p>	(略)
(略)			
(略)			

るのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

- (1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。）をいう。以下同じ。）を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
- (2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

(略)

備考

この表において「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。

(3) 複合建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の <u>住戸の部分</u> 及び複合建築物全体の認定申請をする場合	<u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、2の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。</u> (1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有す

るのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

- (1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
- (2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

(略)

備考

この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

(3) 複合建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の <u>住戸部分</u> 及び複合建築物全体の認定申請をする場合	<u>複合建築物の形態に応じて、(1)及び(4)の金額の合計額又は(2)、(3)及び(4)の金額の合計額とする。この場合において、2の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。</u>

る場合 ア及びイの金額を合算した金額

ア 2の(1)の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額

イ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた2の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額

(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 アからウまでの金額を合算した金額

ア 住戸部分の総戸数に応じた2の(1)の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

イ 共用部分の床面積に応じた2の(1)の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額

ウ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた2の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額

(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 (

(1) 2の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額

(2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた2の(1)の表の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

(3) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた2の(1)の表の共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた2の(2)の表の非住宅建築物の手数料の金額

	2) のア及びウの金額を合算した金額
複合建築物の <u>住戸の部分</u> の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、2の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
備考	
<p>1 この表において「複合建築物」とは、<u>住宅の用途及び住宅以外の用途に供する</u> 建築物をいう。</p> <p>2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の<u>一户建ての住宅以外の住宅</u> をいう。</p> <p>3 この表において「住戸部分」とは、<u>共同住宅等の住戸の</u> 部分をいう。</p> <p>4 この表において「共用部分」とは、<u>共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分</u>をいう。</p>	
3 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	
(1) 住宅の場合	
(略)	
備考	

複合建築物の <u>住戸部分</u> の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、2の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
備考	
<p>1 この表において「複合建築物」とは、<u>住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）</u>を有する建築物をいう。</p> <p>2 この表において「一户建ての住宅」とは、<u>住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅</u>をいう。</p> <p>3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の<u>一户建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）</u>を有しないものをいう。</p> <p>4 この表において「住戸部分」とは、<u>人の居住の用に供する部分</u>をいう。</p> <p>5 この表において「共用部分」とは、<u>共用廊下、共用階段その他の共用部分</u>をいう。</p>	
3 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	
(1) 住宅の場合	
(略)	
備考	
<p>1 この表において「一户建ての住宅」とは、<u>住戸部分以外の部分</u></p>	

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅\_\_\_\_\_をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の\_\_\_\_\_部分をいう。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- 4 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
  - (1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
  - (2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

(略)
備考 この表において「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供

- を有しない1戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、\_\_\_\_\_共用廊下、共用階段その他の共用部分を\_\_\_\_\_いう。
- 5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額\_\_\_\_\_とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
  - (1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
  - (2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

(略)
備考 この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない

する建築物をいう。

(3) 複合建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸の部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、3の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 ア及びイの金額を合算した金額</p> <p>ア 3の(1)の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額</p> <p>イ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた3の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額</p> <p>(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 アからウまでの金額を合算した金額</p> <p>ア 住戸部分の総戸数に応じた3の(1)の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</p>

建築物をいう。

(3) 複合建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	<p>複合建築物の形態に応じて、(1)及び(4)の金額の合計額又は(2)、(3)及び(4)の金額の合計額とする。この場合において、3の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) 3の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額</p> <p>(2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた3の(1)の表の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</p> <p>(3) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた3の(1)の表の共同住宅等の共用部分の手数料の金額</p> <p>(4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた3の(2)の表の非住宅建築物の手数料の金額</p>

	<p>イ <u>共用部分の床面積に応じた3の(1)の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額</u></p> <p>ウ <u>住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた3の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額</u></p> <p>(3) <u>共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合</u> (2) <u>のア及びウの金額を合算した金額</u></p>
複合建築物の <u>住戸の部分</u> の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、3の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
備考	<p>1 この表において「複合建築物」とは、<u>住宅の用途及び住宅以外の用途に供する</u> 建築物をいう。</p> <p>2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の<u>一户建ての住宅以外の住宅</u> をいう。</p> <p>3 この表において「住戸部分」とは、<u>共同住宅等の住戸の</u> 部分</p>

複合建築物の <u>住戸部分</u> の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、3の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
備考	<p>1 この表において「複合建築物」とは、<u>住戸部分及び住戸部分以外の部分(共用部分を除く。)</u>を有する建築物をいう。</p> <p>2 この表において「一户建ての住宅」とは、<u>住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅</u>をいう。</p> <p>3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の<u>一户建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分(共用部分を除く。)</u>を有しないものをいう。</p> <p>4 この表において「住戸部分」とは、<u>人の居住の用に供する部分</u></p>

をいう。

4 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。

別表第6（第2条関係）

1 （略）

2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

（1）住宅の場合

（略）
備考
1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅 _____ をいう。
2 この表において「住戸部分」とは、 <u>共同住宅等の住戸の</u> 部分 をいう。
3 この表において「共用部分」とは、 <u>共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分</u> をいう。
4 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあ

をいう。

5 この表において「共用部分」とは、 \_\_\_\_\_ 共用廊下、共用階段その他の共用部分を \_\_\_\_\_ いう。

別表第6（第2条関係）

1 （略）

2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

（1）住宅の場合

（略）
備考
1 この表において「一戸建ての住宅」とは、 <u>住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅</u> をいう。
2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、 <u>住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）</u> を有しないものをいう。
3 この表において「住戸部分」とは、 <u>人の居住の用に供する部分</u> をいう。
4 この表において「共用部分」とは、 _____ 共用廊下、共用階段その他の共用部分を _____ いう。
5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、 <u>次に掲げる手数料の金額の合計額</u> _____ とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあ

るのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

(2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

(略)

備考

この表において「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。

(3) 複合建築物の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	<u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、2の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。</u> <u>(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 ア及びイの金額を合算した金額</u> <u>ア 2の(1)の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額</u> <u>イ 住宅以外の用途に供する部分の床面</u>

るのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

(2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

(略)

備考

この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

(3) 複合建築物の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	<u>複合建築物の形態に応じて、(1)及び(4)の金額の合計額又は(2)、(3)及び(4)の金額の合計額とする。この場合において、2の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。</u> <u>(1) 2の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額</u> <u>(2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた2の(1)の表の共同住宅等の住戸部</u>

	<p><u>積に応じた2の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額</u></p> <p><u>(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 アからウまでの金額を合算した金額</u></p> <p><u>ア 住戸部分の総戸数に応じた2の(1)の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</u></p> <p><u>イ 共用部分の床面積に応じた2の(1)の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額</u></p> <p><u>ウ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた2の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額</u></p> <p><u>(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 (2)のア及びウの金額を合算した金額</u></p>		<p><u>分の手数料の金額</u></p> <p><u>(3) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた2の(1)の表の共同住宅等の共用部分の手数料の金額</u></p> <p><u>(4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた2の(2)の表の非住宅建築物の手数料の金額</u></p>
<p>複合建築物の<u>住戸部分</u>の認定申請をする場合</p>	<p>複合建築物の形態に応じて、2の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等</p>	<p>複合建築物の<u>住戸部分</u>の認定申請をする場合</p>	<p>複合建築物の形態に応じて、2の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等</p>

の住戸部分の手数料の金額

備考

- 1 この表において「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する \_\_\_\_\_ 建築物をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅 \_\_\_\_\_ をいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の \_\_\_\_\_ 部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。

3 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

(1) 住宅の場合

(略)

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅 \_\_\_\_\_ をいう。

の住戸部分の手数料の金額

備考

- 1 この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。
- 2 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。
- 3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。
- 4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 5 この表において「共用部分」とは、 \_\_\_\_\_ 共用廊下、共用階段その他の共用部分を \_\_\_\_\_ いう。

3 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

(1) 住宅の場合

(略)

備考

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。

2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。

3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。

4 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

(2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

(略)

備考

この表において「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。

(3) 複合建築物の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に

3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。

4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。

5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

(2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

(略)

備考

この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

(3) 複合建築物の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定	複合建築物の形態に応じて、(1)及び(4)

申請をする場合又は複  
合建築物の住戸の部分  
及び複合建築物全体の  
認定申請をする場合

定める金額とする。この場合において、3の  
(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総  
戸数」と読み替えるものとする。

- (1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有す  
る場合 ア及びイの金額を合算した金額  
ア 3の(1)の表に掲げる一戸建ての  
住宅の手数料の金額  
イ 住宅以外の用途に供する部分の床面  
積に応じた3の(2)の表に掲げる非  
住宅建築物の手数料の金額
- (2) 共同住宅等の用途に供する部分を有す  
る建築物であって、住戸部分及び共用部  
分の設計一次エネルギー消費量を算定す  
る場合 アからウまでの金額を合算した  
金額  
ア 住戸部分の総戸数に応じた3の(1)  
の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の  
手数料の金額  
イ 共用部分の床面積に応じた3の(1)  
の表に掲げる共同住宅等の共用部分の  
手数料の金額  
ウ 住宅以外の用途に供する部分の床面  
積に応じた3の(2)の表に掲げる非

申請をする場合又は複  
合建築物の住戸部分  
及び複合建築物全体の  
認定申請をする場合

の金額の合計額又は(2)、(3)及び(4)  
の金額の合計額とする。この場合において、  
3の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、  
「総戸数」と読み替えるものとする。

- (1) 3の(1)の表の一戸建ての住宅の手  
数料の金額  
(2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じ  
た3の(1)の表の共同住宅等の住戸部  
分の手数料の金額  
(3) 複合建築物の共用部分の床面積に応じ  
た3の(1)の表の共同住宅等の共用部  
分の手数料の金額  
(4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外  
の部分の床面積に応じた3の(2)の表の  
非住宅建築物の手数料の金額

	<p style="text-align: center;"><u>住宅建築物の手数料の金額</u></p> <p style="text-align: center;">(3) <u>共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合</u> (2) のア及びウの金額を合算した金額</p>
複合建築物の <u>住戸の部分</u> の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、3の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
<p>備考</p> <p>1 この表において「複合建築物」とは、<u>住宅の用途及び住宅以外の用途に供する</u> 建築物をいう。</p> <p>2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の<u>一户建ての住宅以外の住宅</u> をいう。</p> <p>3 この表において「住戸部分」とは、<u>共同住宅等の住戸の</u> 部分をいう。</p> <p>4 この表において「共用部分」とは、<u>共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分</u>をいう。</p>	
<p>4 建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料</p> <p>(1) 住宅の場合</p>	

複合建築物の <u>住戸部分</u> の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、3の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
<p>備考</p> <p>1 この表において「複合建築物」とは、<u>住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物</u>をいう。</p> <p>2 この表において「<u>一户建ての住宅</u>」とは、<u>住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅</u>をいう。</p> <p>3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の<u>一户建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないもの</u>をいう。</p> <p>4 この表において「住戸部分」とは、<u>人の居住の用に供する部分</u>をいう。</p> <p>5 この表において「共用部分」とは、<u>共用廊下、共用階段その他の共用部分</u>をいう。</p>	
<p>4 建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料</p> <p>(1) 住宅の場合</p>	

(略)

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅 \_\_\_\_\_ をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の \_\_\_\_\_ 部分をいう。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- 4 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。  
(1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額  
(2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

(略)

備考

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、 \_\_\_\_\_ 共用廊下、共用階段その他の共用部分を \_\_\_\_\_ いう。
- 5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額 \_\_\_\_\_ とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。  
(1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額  
(2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

(略)	
備考	この表において「非住宅建築物」とは、 <u>住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。</u>

(3) 複合建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸の部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、4の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。 <u>(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合</u> <u>ア及びイの金額を合算した金額</u> <u>ア 4の(1)の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額</u> <u>イ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた4の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額</u> <u>(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合</u> <u>アからウまでの金額を合算した金額</u>

(略)	
備考	この表において「非住宅建築物」とは、 <u>住戸部分を有しない建築物をいう。</u>

(3) 複合建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、(1)及び(4)の金額の合計額又は(2)、(3)及び(4)の金額の合計額とする。この場合において、4の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。 <u>(1) 4の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額</u> <u>(2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた4の(1)の表の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</u> <u>(3) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた4の(1)の表の共同住宅等の共用部分の手数料の金額</u> <u>(4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた4の(2)の表の非住宅建築物の手数料の金額</u>

	<p>ア <u>住戸部分の総戸数に応じた4の(1)の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</u></p> <p>イ <u>共用部分の床面積に応じた4の(1)の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額</u></p> <p>ウ <u>住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた4の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額</u></p> <p><u>(3)共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 (2)のア及びウの金額を合算した金額</u></p>
複合建築物の <u>住戸部分</u> の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、4の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
備考	<p>1 この表において「複合建築物」とは、<u>住宅の用途及び住宅以外の用途に供する</u> 建築物をいう。</p> <p>2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の</p>

複合建築物の <u>住戸部分</u> の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、4の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
備考	<p>1 この表において「複合建築物」とは、<u>住戸部分及び住戸部分以外の部分(共用部分を除く。)</u>を有する建築物をいう。</p> <p>2 この表において「<u>一户建ての住宅</u>」とは、<u>住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅</u>をいう。</p> <p>3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の</p>

一戸建ての住宅以外の住宅 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_をいう。

3 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分  
をいう。

4 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共  
用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。

一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部  
分を除く。）を有しないものをいう。

4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分  
をいう。

5 この表において「共用部分」とは、 \_\_\_\_\_共用廊下、共  
用階段その他の共用部分を \_\_\_\_\_いう。

亀山市基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前										
<p>(積立基金の名称等)</p> <p>第3条 市が設置する積立基金の名称及び設置目的は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="266 571 1104 774"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>森林環境整備基金</td> <td>森林の整備及びその促進に関する施策に要する資金に充てるため</td> </tr> </tbody> </table> <p>2及び3 (略)</p>	名称	設置目的	(略)	(略)	森林環境整備基金	森林の整備及びその促進に関する施策に要する資金に充てるため	<p>(積立基金の名称等)</p> <p>第3条 市が設置する積立基金の名称及び設置目的は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1158 571 2000 678"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2及び3 (略)</p>	名称	設置目的	(略)	(略)
名称	設置目的										
(略)	(略)										
森林環境整備基金	森林の整備及びその促進に関する施策に要する資金に充てるため										
名称	設置目的										
(略)	(略)										

亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(車線等)</p> <p>第4条 車道(副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄部<small>さく</small>を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 副道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>(停車帯)</p> <p>第8条 (略)</p> <p><u>(自転車通行帯)</u></p> <p>第8条の2 <u>自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路</u></p>	<p>(車線等)</p> <p>第4条 車道(副道、停車帯_____その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道_____の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄部<small>さく</small>を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 副道_____の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>(停車帯)</p> <p>第8条 (略)</p>



いては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 （略）

（自転車歩行者道）

第10条 自動車の交通量が多い道路（自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 （略）

（歩道）

第11条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

いては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は \_\_\_\_\_ 自動車及び歩行者の交通量が多い道路（ \_\_\_\_\_ 前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 （略）

（自転車歩行者道）

第10条 自動車の交通量が多い道路（自転車道 \_\_\_\_\_ を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 （略）

（歩道）

第11条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道 \_\_\_\_\_ を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 (略)

(待避所)

第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1) 及び (2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。

(小区間改築の場合の特例)

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条

2～5 (略)

(待避所)

第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1) 及び (2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道\_\_\_\_\_の幅員は、5メートル以上とすること。

(小区間改築の場合の特例)

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条\_\_\_\_\_、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条\_\_\_\_\_、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条

第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表第2（第32条・第34条関係）		別表第2（第32条・第34条関係）	
基本料金 （1月につき）	基本使用水量1立方メートルにつき <u>2,783円</u>	基本料金 （1月につき）	基本使用水量1立方メートルにつき <u>2,849円</u>
（略）	（略）	（略）	（略）

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（第1条関係）  
 （亀山市監査委員条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（請求又は要求による監査）</p> <p>第7条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、第242条第1項並びに第243条の2の2第3項並びに地方公営企業法第27条の2第1項及び第34条の規定により監査の請求又は要求があったときは、その監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（請求又は要求による監査）</p> <p>第7条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、第242条第1項並びに第243条の2第3項並びに地方公営企業法第27条の2第1項及び第34条の規定により監査の請求又は要求があったときは、その監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（第2条関係）  
（亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により、水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p style="text-align: center;">（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第8項</u>の規定により、水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（第3条関係）  
 （亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により、公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項____の規定により、公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（第4条関係）  
 （亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>